

「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの
人権110番** ☎0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの
人権110番** ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権
ホットライン** ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 じんけんそうだん けんさく 検索
パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、私たちに相談してください。



相談する



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください

税務係からのお知らせ

◎家屋の新築や

増築の際はご連絡を

令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に新築や増築をした家屋に対して、令和3年度から固定資産税などが課税されます。町では、評価額を算定するために該当する世帯へ家屋調査に伺います。ご都合の良い日をご連絡ください。※建築確認申請時の図面などをお借りすることがありますのでご協力をお願いします。

◎家屋の取壊しや

所有者の変更は届出を

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されることになっています。課税対象額をよりの確に把握して適正な課税を行うために家屋を取壊した場合や登記されていない家屋の所有者が変更になった場合などは、左記まで届出をお願いします。

問合せ先 町住民課税務係
(☎内線261・268)

令和2年度労働保険 年度更新期間延長

【事業主のみなさまへ】

労働保険(労災保険および雇用保険)の年度更新(令和元年度確定保険料、令和2年度概算保険料および一般拠出金の申告・納付)手続きは、6月1日(月)から8月31日(月)までの期間に行ってください。その間、年度更新申告書は県内の各労働基準監督署および群馬労働局労働保険徴収室にて、郵送または電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課すことがありますので、ご注意ください。

※令和2年7月8日(水)～10日(金)に開催を予定していました『年度更新申告書集合受付』は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。

問合せ先 群馬県労働局総務部労働保険徴収室 ☎027・896・4734 または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

広告

